

令和3年度「高収益作物次期作支援交付金」に係る
公募要領（第4次公募）

第1 総則

高収益作物次期作支援交付金に係る公募については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う飲食店等の営業自粛等の影響により卸売市場での売上げ減少の影響を受けた高収益作物について、その影響を緩和し、国内外の新たな需要等に対応する観点から、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における生産・流通コストの削減、生産性又は品質向上に要する資材等の導入、土づくり・排水対策等作柄安定等に資する取組に対する支援をその減収の範囲内で行うものとします。

第3 事業の概要

事業実施主体は、次に掲げる支援等を実施することとします。

- 1 高収益作物次期作支援
- 2 高収益作物次期作支援推進事務

なお、本事業の詳細等については、高収益作物次期作支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け2生産第210号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、高収益作物次期作支援交付金実施要綱（令和2年4月30日付け2生産第211号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、高収益作物次期作支援交付金実施要領（令和2年4月30日付け2生産第212号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）を御覧ください。

第4 応募団体の要件

本事業に応募できる応募者（以下「応募団体」という。）は次に掲げる者とし、受益農家が3戸以上であるものとします。

- 1 協議会（実施要領第2に定める要件及び承認を受けた協議会をいう。）
- 2 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）
- 3 地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）
- 4 農業協同組合連合会
- 5 農業協同組合
- 6 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

- 7 農業者の組織する団体（実施要領第3に定める要件を満たす団体をいう。）
- 8 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

第5 申請書類の作成及び提出等

- 1 本事業への応募を希望する応募団体は、承認申請書及び事業実施計画書（実施要領別紙様式第5-1号及び第5-2号）を作成し、添付書類とともに第5の2で定める提出期限までに提出してください。

（掲載 URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/210331.html>）

また、事業実施計画書の作成は、以下により行うものとします。

- (1) 応募団体は、事業実施計画書のうち実施要綱第4に関する事項の作成に当たり管轄する地域の農業者等から交付金申請書及び取組計画書（実施要領別紙様式第6-1号及び第6-2号）の提出を受けてください。
- (2) 応募団体は、取組計画書の情報を事業実施計画書（別紙様式第5-2号）に記入してください。
- (3) 高収益作物次期作支援推進事務は、事業実施主体において、高収益作物次期作支援の推進に必要な事務経費を申請してください。

2 公募期間、応募書類の提出期限、提出部数及び提出先等

(1) 公募期間

令和3年6月18日（金）から8月11日（水）午後5時

(2) 提出期限

令和3年8月11日（水）午後5時 厳守

【高収益作物次期作支援推進事務の早期着手を希望する場合】

- ・ 応募団体は、令和3年6月28日（月）午後5時までに、高収益作物次期作支援推進事務のみの応募書類を提出してください。この場合、第5の1の（1）及び（2）に関する取りまとめは必要ありません。
- ・ 当該応募書類が第6に基づき採択された場合は、提出期限（令和3年8月11日（水）午後5時）までに第5の1の（1）及び（2）に関する取りまとめを行い、事業実施計画書の変更承認申請を行ってください。
- ・ この際、取組実施者が3戸未満で事業実施主体の要件を満たさなかった場合には、本事業の交付対象とならないことに留意してください。

(3) 提出部数

紙媒体で提出する場合は、各2部

(4) 問合せ先及び提出先

別紙1を参照し、応募団体が所在する地域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては、北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出してください。

3 支援対象品目及び高集約型品目

全国で支援対象となる品目は、実施要領第1の2に規定する品目（メロン、つまもの類、香酸カンキツ及び切り花）です。

実施要領別紙 1 第 2 の 1 及び第 2 の 3 の (2) に規定する、次期作の取組における高集約型品目は別添 1 のとおりとします。

なお、都道府県ごとに対象となる支援対象品目及び高集約型品目については、農地の所在する地域を管轄する地方農政局等又は都道府県等に確認してください。

4 応募書類の提出に当たっての注意事項

(1) 予算の範囲内で交付するため、応募後の事業費の増額は原則として認められませんので、本事業への申請を希望する全ての農業者等から交付金申請書及び取組計画書（実施要領別紙様式第 6-1 号及び第 6-2 号）の提出を受けてください。

(2) 応募書類は、様式に沿って作成してください。

(3) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、採択対象となりません。

(4) 要件を有しない応募団体が提出した応募書類は、無効とします。

(5) 応募書類の提出は、原則として簡易書留郵便、特定記録郵便、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとします。郵送の場合は、当日消印有効です。

応募書類を電子メールにより提出する場合は、別紙 1 の応募書類提出先に送付アドレスを確認し、メールの件名を「高収益作物次期作支援交付金（第 4 次公募）の応募書類（応募団体名）」とし、本文に「応募団体名及び連絡先」を記載の上、提出期限までに送付してください。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認してください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1 メール当たり 7 MB 以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募団体名を「応募団体名・その○/△（○は連番、△は総数）」としてください。

(6) 応募書類については、返却しませんので、御了承ください。

(7) 提出後の応募書類の差し替えは、原則、認めません。

(8) 応募書類を郵送で提出する場合は、応募団体ごとに一つの封筒を利用し、一式を入れて提出してください。

(9) 提出された応募書類の秘密保持には十分配慮するものとし、本事業以外には無断で使用しません。

第 6 交付金交付候補者の採択等

1 交付金交付候補者の採択

(1) 地方農政局長等は、応募団体から提出された応募書類を確認し、本事業の事業実施主体となり得る候補（以下「交付金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

なお、応募書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は 2 項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、応募書類の承認においてその事実を考慮するものとします。

(2) 地方農政局長等は、交付金交付候補者として採択された者に対してはその旨を、採択されなかった者に対しては採択されなかった旨を別紙様式 1 により通知するも

のとします。

2 交付決定に必要な手続

交付金交付候補者は、実施要綱、実施要領、その他の通知の内容を承知した上で、交付要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

なお、申請の内容については、地方農政局長等の指摘に基づいて修正していただくことがあります。

第7 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、本公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募（URL

<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、募集開始等の周知に努めることとします。

第8 事業実施主体に係る責務等

交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 交付の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体は、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき適正な執行に努めること

(2) 事業実施主体は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること

2 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱、実施要領及び交付要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を有することになります。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、そ

の知的財産権は事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを御了解していただいた上で応募願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、交付した交付金の全部又は一部に相当する額を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

なお、事業実施主体等が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

事業実施主体は、報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体等が妨げることはできないものとします。

実施要領別紙1第2の1及び第2の3の(2)に規定する、
次期作の取組における高集約型品目

| | 対象品目 | 単価(円/10a) |
|----|------------------------|-----------|
| 野菜 | 施設で栽培される大葉及びわさび | 800,000 |
| 果樹 | 施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう | 250,000 |
| 花き | 施設で栽培される花き | 800,000 |

※交付単価80万円/10aは、実施要領別紙1の別表1のイの③に取り組むこと。

※上記以外の、都道府県ごとに定める高集約型品目は、各都道府県等にお問合せください。

問合せ先・提出先窓口一覧

| 機関名 | | 電話番号 | 郵便番号 | 住所 |
|------------|------------------|---|----------|--|
| 東北農政局 | 生産部 園芸特産課 | 022-221-6193(直通) | 980-0014 | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟 |
| 関東農政局 | 生産部 園芸特産課 | 茨城、栃木、千葉、神奈川、静岡 048-740-0441(直通) 群馬、埼玉、東京、山梨、長野 048-740-0434(直通) | 330-9722 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| 北陸農政局 | 生産部 園芸特産課 | 076-232-4314(直通) | 920-8566 | 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 |
| 東海農政局 | 生産部 園芸特産課 | 052-223-4624(直通) | 460-8516 | 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 農林総合庁舎1号館 |
| 近畿農政局 | 生産部 園芸特産課 | 075-414-9023(直通) | 602-8054 | 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 |
| 中国四国農政局 | 生産部 園芸特産課 | 086-224-9413(直通) | 700-8532 | 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 |
| 九州農政局 | 生産部 園芸特産課 | 096-300-6253(直通) | 860-8527 | 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A棟 |
| 北海道農政事務所 | 生産経営産業部 生産支援課 | 011-330-8807(直通) | 064-8518 | 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 農林水産部 生産振興課 | 098-866-1653(直通) | 900-0006 | 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 |

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

〇〇農政局長
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

高収益作物次期作支援交付金の採択結果の通知及び事業実施計画の承認につ
いて

〇〇年 月 日付け 号で申請のあつたこのことについて、交付金交付候補者
として採択されたのでここに通知します。（※）

また、高収益作物次期作支援交付金実施要綱の第10の1に基づき事業実施計画を承認しま
す。

なお、後日、割当内示をするので、これに基づき進められるようお願いします。

※ 承認されなかつた者に対しては、「〇〇年 月 日付け 号で申請のあつたこのこと
について、交付金交付候補者として採択されなかつたのでお知らせします。」と書く。